(今和 2 年分) 収 支 報 告 書



政治団体の区分

(ふ り が な)	たに そういち こうえんかい	□政 党 □政 党 □政 党 の 支 部 □政 治 資 金 団 体	政治資金規正法 □第18条の2第1項 の規定による政治団体 ☑その他の政治団体 □その他の政治団体の支部
1 政治団体の名称	たに そういち こうえんかい 谷十一後接会	活動区域	
·	四十年五十二年	□ 2以上の都道府県の区域等	☑同一の都道府県の区域内
2 主たる事務所の所在地	伊宝の国市長者原1241番地の70	資金管理団体の指定の有無 □ 有	国会議員関係政治団体の区分 政治資金規正法第19条の
3 代表者の氏名	谷壮一		□ 7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体 政治資金規正法第19条の □ 7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体
4 会計責任者の氏名	一谷一粒子	公職の種類 	公職の候補 者 の 氏 名
		資金管理団体 の届出をした 者 の 氏 名	公職の種類
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
事務担当者の氏名 _	冷粒子	資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
		● 令和 年 月 日から ■	→ 令和 年 月 日から

入力清

日まで

(2.12)

日まで

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	有	無	備	考
ア土地		V		
イ:建物		Image: section of the content of the		,
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		d		
エ 取得の価額が100万円を超える動産				
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)		<u>i</u>		
力 金 銭 信 託		ď		
キ・有 価 証 券		ď		
ク出資による権利		Y		
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		ď		
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		¥		
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		'		
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金				

※有無について☑してください。

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 多年 2月/8日

政治団体の名称: 谷 北- 後接会

会計責任者の氏名 :

谷轮子



(解散届と併せて提出する時のみ記入)

(代表者の氏名:

(D)

- ※ 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。
- ※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は 必ず代表者本人が自署すること。